

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(使用の許可)	(使用の許可)
第2条 センターの施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。	第2条 センターの施設又は設備で別表第1項及び第2項に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
2 一略一	2 一略一
(使用料の徴収)	(使用料の徴収)
第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がセンターの管理を行う場合を除き、 <u>使用者から別表に定める額の範囲内</u> で知事が定める額の使用料を徴収する。	第5条 県は、第7条の規定により法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）がセンターの管理を行う場合を除き、 <u>使用者及び駐車場を使用する者から別表に定める額の範囲内</u> で知事が定める額の使用料を徴収する。
2 一略一	2 一略一
(指定管理者が行う管理の基準)	(指定管理者が行う管理の基準)
第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。	第8条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、センターの管理を行うものとする。
(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、 <u>午後7時以降</u> の使用者がいない場合は、午前9時から <u>午後7時まで</u> とすることができる。	(1) センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとすること。ただし、 <u>午後8時以降</u> の使用者がいない場合は、午前9時から <u>午後8時まで</u> （ <u>山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、午後7時以降の使用者がいない場合は、午前9時から午後7時まで</u> ）とすることができる。
(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。	(2) 次に掲げる日以外の日は、休館日としないこと。
イ <u>月曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。） <u>及び毎月の第3日曜日</u>	イ <u>毎月の第1月曜日</u> （国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日（以下「文化の日」という。）である場合を除く。） <u>、第3月曜日及び第5月曜日並びに第3日曜日</u> （ <u>山形県緑町庭園文化学習施設にあっては、月曜日（文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日</u> ）
ロ 一略一	ロ 一略一
(3) 一略一	(3) 一略一
2～4 一略一	2～4 一略一
(利用料金)	(利用料金)
第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあつては、 <u>使用者は、施設等</u> の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	第10条 第7条の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合にあつては、 <u>使用者及び駐車場を使用する者は、施設等及び駐車場の使用</u> に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2～5 一略一

別表

1及び2 一略一

2～5 一略一

別表

1及び2 一略一

3 駐車場

250円に1時間を超える時間30分までごとに100円を加算した額

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(457)の5 ー略ー</p> <p>(458) 自動車の <u>自動車保</u> 2,200円 保管場所の確保 <u>管場所証</u> 等に関する法律 <u>明書交付</u> (昭和37年法律 <u>申請手数</u> 第145号) 第4条 <u>料</u> 第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付の<u>申請</u>に対する審査</p> <p>(459)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(457)の5 ー略ー</p> <p>(458) 自動車の <u>自動車保</u> 2,200円 保管場所の確保 <u>管場所証</u> 等に関する法律 <u>明書交付</u> (昭和37年法律 <u>等申請手</u> 第145号) 第4条 <u>数料</u> 第1項に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付 <u>又は同項ただし</u> <u>書に規定する当</u> <u>該書面に相当す</u> <u>る通知の申請に</u> 対する審査</p> <p>(459)～(478) ー略ー</p> <p>2 ー略ー</p>